

住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録必要書類一覧

申請図書等		明示事項等	根拠法令等
1	登録申請書	登録システムにより入力し、システム上で提出 (申請ID・情報確定日時を明記)	法第9条 省令第9条第1項各号
2	間取図	面積及び設備の概要を表示したもの(不動産広告に使用する程度のもの)	省令第10条第1項第1号
3	誓約書	別添様式 ・登録を受けようとする者並びに建物の転貸借が行われている場合にあつては、当該建物の所有者及び転貸人が法第11条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約するもの ・登録を受けようとする者が営業に関し、未成年である場合、その法定代理人が法第11条第1項第1号から第5号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約するもの ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が、第12条第1号に規定する基準に適合するものであることを誓約するもの	省令第10条第1項第2.3.4号
4	耐震性の確認ができる書類	○3階建て以下で昭和57年5月以前に竣工したもの ○4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工したもの ○10～20階建てで昭和60年5月以前に竣工したもの 上記については昭和56年6月以降に着工したことが確認できる建築確認台帳記載事項証明書等の書類または次のいずれかに掲げるもの イ:建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書 ロ:既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第3項の建設住宅性能評価書 ハ:既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類 ニ:イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類	省令第10条第1項第5号

「登録システム」についてご不明の点は、下記までお問い合わせください。

一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会 「セーフティネット住宅」登録事務局

TEL : 03-5229-7578(平日10:00~12:00, 13:00~17:00)

E-mail : info@safetynet-jutaku.jp

別添様式(欠格要件に該当しない旨の誓約書)は、セーフティネット住宅登録事務局または仙台市のホームページからダウンロードできます。

事務局ホームページのURL <http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

仙台市ホームページのURL <http://www.city.sendai.jp/iutakutaisaku/fag/sumai/chintai/youhairvosya.html>

根拠法令の凡例は下記のとおりです。

[法] 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

[省令] 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

国が改修費を補助する「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」の手続き等については、下記までお問い合わせください。

一般財団法人 住宅保証支援機構

TEL : 03-6280-8113

E-mail : snj@how.or.jp

ホームページ : <http://how.or.jp/>

登録申請書提出先: 仙台市 都市整備局 住宅政策課 TEL214-8330